

津市 1 か月児健康診査受診助成金交付要綱

令和 5 年 1 2 月 2 8 日訓第 5 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、1 か月児（生後 2 か月未満の乳児をいう。以下同じ。）の保健の向上に寄与し、及び福祉の増進を図るため、1 か月児健康診査（以下「健康診査」という。）を本市の区域外の医療機関等（市長が別に定めるものを除く。以下「市外医療機関等」という。）において受診した 1 か月児の保護者に対し、その費用（以下「受診料」という。）の一部を助成すること（以下「助成」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 助成の対象者は、令和 6 年 1 月 1 日以後に出生した本市の区域内に住所を有する 1 か月児の保護者とする。

(健康診査の範囲)

第 3 条 助成の対象となる健康診査の範囲は、本市が本市の区域内の医療機関等に委託する健康診査の内容と同様とする。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、4, 0 0 0 円とする。ただし、受診料の額が 4, 0 0 0 円に満たない場合は、当該受診料に相当する額とする。

(助成の申請)

第 5 条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める 1 か月児健康診査受診費用助成申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 1 か月児健康診査受診票兼結果票
- (2) 受診料に係る領収書

(助成の決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を決定し、助成金を交付するものとする。

(助成の申請等に関する委任)

第 7 条 市外医療機関等は、申請者の委任を受けた場合は、助成金の申請、請求、受領等に関する事務を当該申請者に代わって行うことができる。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けた者があるときは、その者から既に交付した助成金の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和6年1月1日から施行する。